令和６年４月に公立の小・中学校に入学予定のお子さまの保護者の皆さまへ

就学援助費　新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

申請期限：１月３１日（水）まで

浜田市では、令和６年４月に公立の小・中学校に入学予定のお子さまの保護者で、就学援助の要件に該当し、申請され、認定された方に、就学援助の「新入学学用品費」を入学前(3 月)に支給します。

◆1　対象となる児童・生徒

①から③全てを満たしている場合が対象となります。

① 申請日現在、浜田市内に住所（じゅうしょ）が有（あ）る。

※令和６年３月末日以前に浜田市外へ転出（てんしゅつ）する方を除く。

② 令和６年４月に公立の小・中学校に入学予定（にゅうがくよてい）である。

③ 就学援助（しゅうがくえんじょ）の認定基準（にんていきじゅん）で「準要保護（じゅんようほご）」に該当（がいとう）する。（※１）

※１　就学援助の基準で「準要保護」に該当するとは、前の年度または今年度において、

- 生活保護が停止又は廃止になった
- 市民税が非課税又は減免を受けている
- 個人の事業税の減免を受けている
- 固定資産税の減免を受けている
- 国民年金保険料の免除，減免又は徴収の猶予，いずれかの措置を受けている
- 児童扶養手当の支給を受けている
- 家族の休職・離職・離婚・病気などで経済的に不安定な状況にある
- 家族全員の所得額の合計が基準(※２)を下回る

など、所得や家族の状況等を総合的に判断し、教育委員会が認定します。

※２　所得基準等については下の表をおおよその目安にしてください。家族の構成・人数・年齢等によって違いますので、基準の目安を超える所得がある方も対象となる場合があります。

【 所得基準額の目安（入学する年の前々年の世帯の所得額で判定） 】

	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯構成（年齢）	母（39） 子（9）	父（39） 母（39） 子（9）	父（39） 母（39） 子（9） 子（5）	父（43） 母（43） 子（13） 子（10） 子（7）	父（43） 母（43） 子（13） 子（10） 子（7） 祖母（69）
所得額	186万円 程度以下	252万円 程度以下	294万円 程度以下	362万円 程度以下	417万円 程度以下

所得とは、総収入金額ではなく、年間収入金額から所得控除等必要経費を差し引いた額です。

◆2　支給について

【支給金額】　入学予定者１人につき

小学校１年生　54,060 円　　中学校１年生　63,000 円

【支給時期】　令和６年２月中旬以降、順次支払

【支給方法】　浜田市教育委員会から保護者の口座に直接振り込みます。

◆３　申請手続き方法

提出書類	① **新入学学用品費の入学前支給申請書及び承諾書** 申請書は，浜田市のホームページ『子育て支援サイト⇒対象者別に探す⇒小学生(中学生)』からも印刷できます。 ② **振込先口座の通帳の写し** 金融機関、支店、口座種別、口座番号、口座名義人のフリガナがわかるもの。 （Web 通帳の場合は、必要事項が表示されている Web ページを印刷したもの等。） ※令和５年１月１日現在、浜田市に住民票がなかった方は**所得課税証明書**の提出も必要です。	
申請期限	１月３１日（水）まで ※記入後、以下の提出先へ提出ください。	
提出先	新小学１年生	浜田市教育委員会　又は　入学予定の小学校　に提出
	新中学１年生	浜田市教育委員会　又は　在学中の小学校　に提出
審査結果	浜田市教育委員会から郵送により通知します。	

◆４　注意事項

今回の新入学学用品費の審査は、「令和５年度就学援助制度」の基準で行います。

４月以降は「令和６年度就学援助制度」の審査基準によりますので、審査結果が変わる場合があります。今回の審査結果で不認定となっても、「令和６年度就学援助制度」で準要保護の認定となりましたら「新入学学用品費」として同様の費用を６月末頃に支給します。

生活保護受給中の方について

生活保護受給中のお子様は、生活保護費により入学準備金が支給されますので、新入学学用品費の入学前支給の申請手続きは必要ありません。

◆５　お問い合わせ先

就学援助制度や新入学学用品の入学前支給についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒６９７－８５０１

浜田市殿町１番地（浜田市役所　北分庁舎１階）

浜田市教育委員会　学校教育課　児童生徒支援係（担当：財間、河野）

電話　０８５５-２５-９７１１

◆６　入学後の就学援助費の申請について

今回の申請で認定された場合、受給できるのは「新入学学用品費のみ」です。

学校へ入学後の、以下の就学援助（学用品費や給食費などの援助）を希望される場合は、改めて学校へ申請が必要です。

但し、新入学学用品費の支給は１回となっていますので、入学前に支給を受けた方は入学後の支給はありません。

申請手続きについては２月頃、学校から文書を配付します。

就学援助制度について

援助費目	内　容
学用品費	定額(年4回にわけて支給)
校外活動費	校外活動に参加した場合の交通費・見学料など(上限あり)
修学旅行費	修学旅行の実費
給食費	保護者が負担する給食実費
体育実技用具費	中学1年生で柔道着購入の場合(上限あり)
医療費	学校の健康診断で見つかった虫歯や中耳炎などの治療費
遠距離通学費	小学生4㌔以上　　中学生6㌔以上
新入学学用品費	小学1年生、中学1年生対象(入学前に支給を受けた場合は対象外)

◆７　新入学学用品費の入学前支給についてのスケジュール

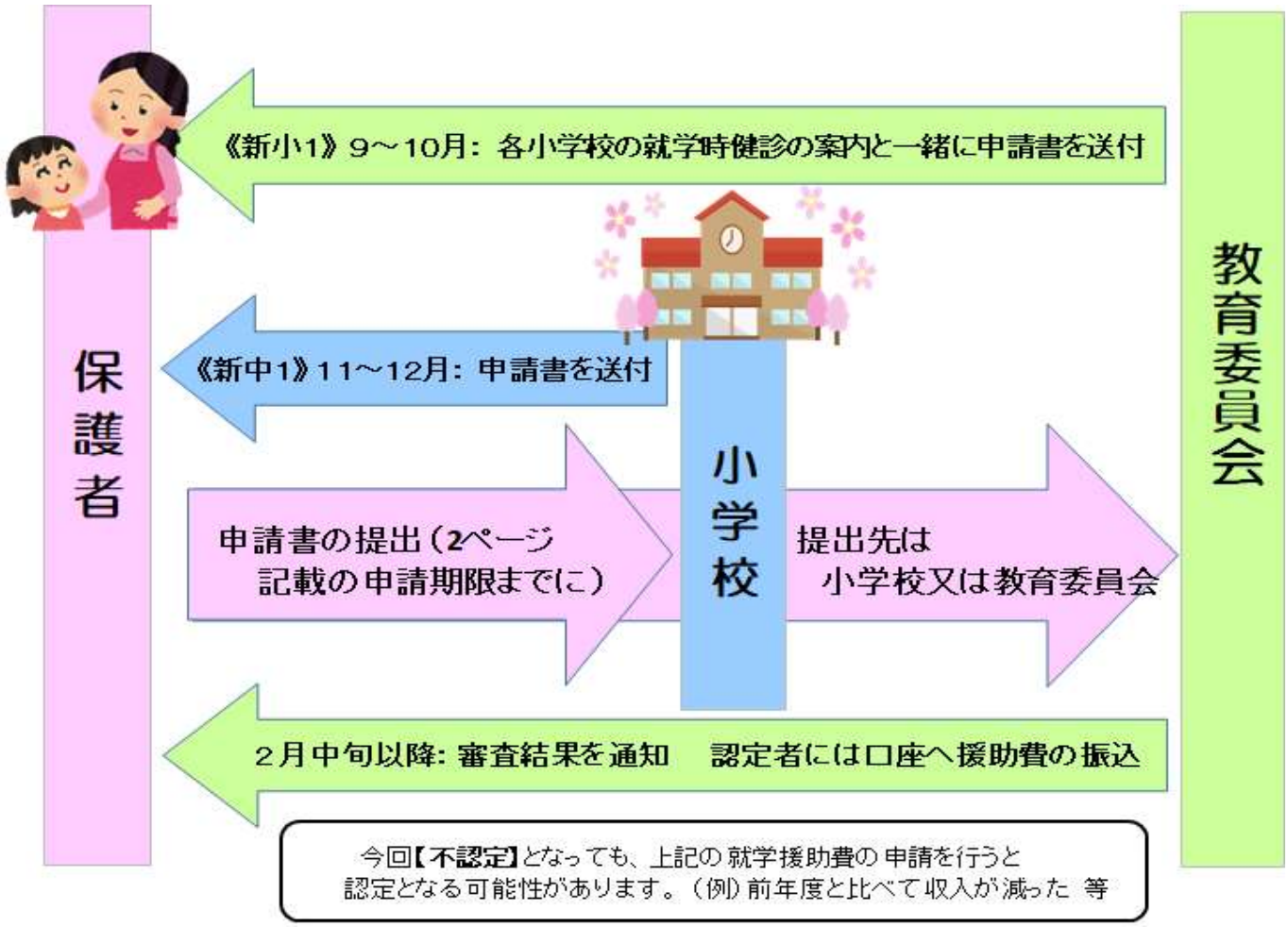

◆８　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　新入学学用品費が支給されたら、令和６年度の就学援助費（学用品・給食費等）も自動的に支給してもらえますか？

Ａ１　今回の申請は新入学学用品費のみの申請となりますので、令和６年度の就学援助を希望される場合は改めて申請が必要となります。

Ｑ２　もしかしたら入学前に市外へ引越しするかもしれませんが、申請してもいいですか？

Ａ２　浜田市外へ引越しされる方、可能性のある方は、今回の申請は控えてください。

　もし新入学学用品費を支給された後に、浜田市外へ転出された場合は、全額返金していただくことになります。

Ｑ３　申請期限までに提出することを忘れていたら、もう援助を受けることはできないのですか？

Ａ３　**２月頃に小学校**から「就学援助制度（小中学校）のお知らせ」という文書が配付されます。手続き方法、〆切などが記載されていますので、そちらを申請してください。４月認定となった場合は、６月末に新入学学用品費も支給されます。

Ｑ４　令和５年４月に浜田市に引越ししてきましたが、提出書類は何ですか？

Ａ４　「◆３ 申請手続き方法」に提出書類を記載しています。令和５年１月１日に浜田市に住民票がない方は、その時に住んでおられた市町村が発行する「所得課税証明書」も用意してください。

Ｑ５　添付書類として通帳の写しが必要だと書いてありますが、どの部分をコピーしたらいいのかわかりません。

Ａ５　金融機関名・口座の支店名（又はコード）・口座種別・口座番号・名義人のフリガナがわかる部分が必要となります。

　通帳の表紙と１枚めくったページの口座番号等記載があるページの写しを提出してください。

Ｑ６　WEB 通帳しか持っていないのですが、どうすればいいですか？

Ａ６　金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）の情報がわかるものを提出してください。WEB 上のページを印刷したものや、WEB 通帳を画面上でキャプチャして印刷したものでも構いません。

　金融機関によっては、専用のサイトに通帳の写しの代わりとなるものが印刷できるところもあるようです。

　詳しくは各金融機関へお尋ねください。

Ｑ７　すぐに申請したいのですが、いつから提出していいですか？

Ａ７　申請書類を記入後は、いつでも就学先又は在籍中の小学校か、直接浜田市教育委員会へ提出していただけます。
申請期限：１月 31 日（水）

Ｑ８　よくわからないので、詳しいことが聞きたいのですが？

Ａ８　浜田市教育委員会　児童生徒支援係
0855-25-9711　に電話でお問い合わせください。